

Quest 製品 サポートサービス契約約款

本約款はデジタルテクノロジー株式会社（以下「DTC」）が Quest 製品の技術支援サービス（以下「本サポートサービス」）を本サポートサービスの契約者（以下「契約者」）に提供するにあたり、DTC と契約者との間で締結する Quest 製品 サポートサービス契約（以下「本契約」）の内容を定めるものです。

本サポートサービスは、別紙の「Quest 製品サポートサービス仕様書」に基づいて提供されます。本サポートサービスを受けることを希望する場合は、別紙の DTC 指定の申込書「サポートサービス登録シート」に必要事項をご記入のうえ、DTC へご送付ください。DTC が社内審査のうえ、本サポートサービスの開始を案内する文書（以下「サービス開始案内」という）をサポート問合せ担当者（以下「問合せ担当者」）へ送付した時点で本契約は成立します。

第 1 条（目的）

本約款は、本サポートサービスの対象となる Quest 製品を正常な状態で稼働できるようにするため、DTC が契約者に提供する本サポートサービスに関して規定します。

第 2 条（サポート料金と支払）

1. 本サポートサービスの料金（以下「サポート料金」という）は、本サポートサービスの対象となる製品毎に定めるものとします。またサポート料金は、DTC（代理店経由の場合は代理店とします。本条において以下同じ。）による事前の告知を以って変更できるものとします。
2. 契約者と DTC 間で別途売買契約が締結されている場合は、その売買契約に基づいて支払いが行われるものとします。契約者と DTC 間で売買契約が締結されていない場合、原則として DTC からの支払請求書に基づき DTC の指定する銀行口座に現金を振込むこととします。なお、支払い済みのサポート料金は、いかなる場合でも返却されないものとします。

第 3 条（有効期間と更新、解約）

1. 本契約は特別な場合を除いて、サポート開始から一年間をもって終了します。この特別な場合とは、DTC の組織が変更となり DTC によるサポートの実施が困難となった場合、サポート対象製品のメーカーがサポートを行わなくなった場合等を含みます。
2. 本契約の更新は、契約者が契約終了日の前日までに、契約更新の旨を明記した申込書を DTC に送付することによりなされます。新たな契約開始日は、契約終了日の翌日となります。
3. 本契約の有効期間中に契約者または DTC の都合により本契約を解約する場合には、相手方に対して 60 日前までに文書による申し入れを行い、解約条件については双方協議するものとします。

第 4 条（再委託）

DTC は本サポートサービスを、DTC の指定する第三者へ委託できるものとします。但し、その場合においても、DTC は本契約で DTC に課せられた責を免れるものではないものとします。

第5条（秘密保持）

契約者および DTC のいずれにおいても、本契約の有効期間中であるか否かを問わず、本契約の履行過程で相手方から知得した全ての情報のうち、秘密として得た情報および個人情報を第三者に漏洩しないものとします。但し、DTC が本サポートサービスを前条に定める第三者へ委託する場合を含み、本サポートサービスを実施するにあたり、契約者から秘密として得た情報および個人情報のうち合理的な範囲について当該第三者または製品開発メーカーへ提供することがありますが、契約者はこれに同意するものとします。本項目は契約終了後 5 年間は効力を有するものとします。なお、DTC における個人情報保護方針は <https://www.dtc.co.jp/policy/> に記載された内容に準じるものとします。

第6条（特定個人情報の取扱い）

1. 本約款において個人情報には、個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報をいう）および特定個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号」や「特定個人情報」をいう）を含みます。
2. 本サポートサービスは、特定個人情報を含む電子データの中身の取扱いは行なわないため、特定個人情報関係事務や特定個人情報利用事務の委託には該当しません。
3. 本サポートサービス実施のために問合せ担当者が DTC に提供した情報に特定個人情報が含まれている場合であっても、DTC（第4条に定める再委託先の第三者を含みます。）はその電子データの中身を取扱うことはありません。

第7条（責任の制限）

1. 本サポートサービスは、DTC の社員または DTC が選任した代行者（以下「サポート要員」）により行なわれるものとします。
2. サポート要員の助言に基づいて発生する作業等は、問合せ担当者の責任において全て自ら実施するものとし、当該作業等の実施結果について DTC はなんらの責任を負いません。
3. DTC はいかなる場合においても本サポートサービスの提供に関して、間接的損害、付随的損害、結果的損害、経済的損害、逸失利益、売上げの喪失、データの消失について、そのような損害が生じる可能性について知っていたか或いは知り得るべきであったかに拘わらず、一切の責任を負わないものとします。
4. 本サポートサービスの提供に際して明らかなる DTC の責に帰すべき事由により契約者に損害が発生した場合、その賠償額は本サポートサービスに係る年額サポート料金相当額（但し、この金額が 1 百万円を超える場合は 1 百万円）を上限とします。
5. 天災、火災、騒乱、その他不可抗力によりサポートを提供できない場合があることを契約者は承諾するものとし、DTC は不可抗力に起因して発生した損害について契約者に対して一切の責任を負わないものとします。

第8条（権利譲渡の禁止）

契約者は、本契約上の地位、権利および義務をいかなる理由があろうとも譲渡、貸与、販売することはできません。ただし、DTC は、本契約上の地位、権利および義務を契約者の承諾を得ることなく、第三者に譲渡することができるものとします。

第9条（契約解除）

DTC は、次の各号の場合、本サポートサービスを契約者に提供する義務を負わず、加えて本契約を直ちに解除することができるものとします。この場合、各号に起因して発生した損害について DTC は何ら責任を負わず、契約者が損害賠償責任を負うものとします。また、契約者は支払済みのサポート料金についても返還請求することはできません。

1. 理由の如何を問わず、本サポートサービスに関連して DTC が契約者に付与した ID・パスワードが第三者に不正利用され、契約者が DTC に提供した取引情報および/または DTC の保有する機密情報等が不正取得されまたは漏洩等した場合。
2. 理由の如何を問わず、本サポートサービスに関連して DTC が契約者に付与した ID・パスワードが第三者に不正利用され、Quest 製品に係る技術情報等が不正取得されまたは漏洩等した場合。
3. 本契約終了後にもかかわらず、本サポートサービスを契約中の他の契約者のアカウントを使用して問合せを行う等の不正行為をした場合。
4. 契約者が反社会的勢力と関係を持っていることが判明した場合。
5. 契約者が「Quest 製品サポートサービス契約約款」および「Quest 製品サポートサービス仕様書」に規定する事項に違反し、DTC が期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に違反状態が是正されない場合。

第10条（その他）

1. 本サポートサービスに関して、DTC と契約者の間に係争が生じた場合は、お互いに信義誠実の原則に従って解決するものとします。
2. 前項において、訴訟による解決が必要な場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本契約は、日本法に準拠し解釈されるものとします。
4. 契約者は、本約款を保管し、遵守するものとします。

以上

2021 年 4 月 1 日
デジタルテクノロジー株式会社